

旅館業営業承継承認申請書（相続）

事 項	相続により旅館業の申請者の地位を承継する場合に、被相続人の死亡後60日以内に承継承認申請が必要です。
提出部数	1部
手数料	8,100円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本（被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本、相続人の全員を確認できる戸籍謄本又は改製原戸籍謄本）又は法定相続情報一覧図の写し（法務局の手続きが必要です） ・ 相続人が2人以上ある場合においてその全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書 ・ 許可指令書
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被相続人の死亡後60日以内に承継承認申請が必要です。（これを過ぎると新規申請扱いとなりますので注意してください。）

様式第3号（第3条関係）

旅館業営業承継承認申請書（合併又は分割、相続）

年 月 日

松本市保健所長 様

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

生年月日

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話）

旅館業法第3条の3第1項（第3条の4第1項）の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名（合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名）
- 2 相続開始の年月日（合併又は分割の予定年月日）
- 3 営業施設の名称及び所在地
- 4 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容

（添付書類）

- 1 相続による場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併又は分割による場合にあっては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し